

# インド知的財産審判委員会 (IPAB) の構成、機能、 および現状 (前編：構成、 機能)



R. パルタサラティー  
L&S Attorneys  
筆頭パートナー

ババット・  
ヴィニット  
(株) サンガム IP  
代表取締役社長

- ・ R.パルタサラティーはインド弁護士、弁理士で、L&S(All India)の筆頭パートナーとして知的財産部を統括している。特許、意匠、商標、植物種保護、生物多様性法、物品税、税関の専門家で、さらに知的財産訴訟、特に、特許訴訟にも積極的に関わっている。
- ・ ババット・ヴィニットはインド特許弁理士で、(株)サンガム IP の代表取締役社長。金沢工業大学大学院客員教授(2004年～)。プネ大学(インド)修士課程修了、東京大学博士課程修了。日本弁理士会 E-LEARNING にてインド特許、意匠、商標講座講師。複数の日本の企業および特許事務所の顧問。

## A) IPAB の設立

IPAB は、商標法 83 条の下で、2003 年 9 月 15 日に、中央政府の官報 (Gazette) における通知 (No. SO1049(E)) によって設立された。IPAB はチェンナイに本部があり、チェンナイ、ムンバイ、デリー、コルカタおよびアーメダバードを巡回をしながら審理を行う。

IPAB は、右図のようにホームページがあり、IPAB 施行規則や審決を検索できる。なお、現在、このホームページは正しく表示されていない。



## B) IPAB の役割および権限

IPAB の役割は、商標登録官 (Registrar of Trademarks) の命令に対する上訴を裁定することおよび登録商標に対する訂正請求を裁定することである。それに続いて、IPAB はまた、1999 年商品地理的表示 (登録および保護) 法に基づく登録官の命令に対する上訴を審理する権限を付与され、さらには、地理的表示の登録簿 (Register of Geographical Indications) を修正する権限を与えられた。

その後、2007年4月3日に、中央政府は、1970年特許法117G条に基づく官報における通知(No. SO514(E))によって、IPABに対し、特許管理官(Controller of Patents)の指示、指令や命令に対する不服申立(Appeal)を審理する権限および登録特許権の取消(Revocation)に関する請求を審理する権限を与えた。2001年の植物品種および農民権利保護法(Protection of Plant Varieties and Farmer's Rights Act)59条に基づき、IPABには、同法に基づいて植物品種保護審判所(Plant Varieties Protection Appellate Tribunal)に付与された管轄権を、同審判所が構成されるまで、一時的に行使する権限が付与された。

IPABの権限への最後の追加は、2017年5月26日に、中央政府の官報における通知(No. SO1696(E))によって行われた。これにより、1957年著作権法に基づく著作権委員会(Copyright Board)の権限がIPABに帰属した。さらに、本通知により、IPABが1957年著作権法の下で管轄権、権能、および権限を行使することができるように、1999年商標法83条も修正された。

IPABの審理は対象の事案が出願された庁の所在地である都市で行われる。例えば、チェンナイ特許庁で付与された登録特許権が特許権取消の対象である場合、この取消に関する審理はチェンナイで行われる。なお、特許権取消にかかる特許権者の代理人または特許権取消の請求人の代理人には特許庁の管轄の縛りはない。すなわち、特許権者の代理人または特許権取消の請求人の代理人はチェンナイ特許庁の管轄に住所を有する必要はない。

### C) IPABの構成

1999年商標法84(1)条によれば、IPABは、委員長(Chairperson)、副委員長(Vice-Chairperson)、および中央政府が適当とみなす人数の他の委員(other members)から構成される。

### D) IPABの構成員、その資格、任命、任期、および退任

1999 年商標法 84(2)条によると、IPAB の審判廷は、中央政府によって任命された法務審判官 1 名と技術審判官 1 名から構成される。

1999 年商標法 85(1)条に規定されている審判官の任命資格は次のとおりである。

- (a) 高等裁判所の判事であるかもしくはあった者、または
- (b) 少なくとも 2 年間副部長の職にあった者。

1999 年商標法 85(2)条に規定されている副部長の任命資格は次のとおりである。

- (a) 少なくとも 2 年間、法務審判官もしくは技術審判官の職にあった者、または
- (b) インド法務局の職員であって、少なくとも 5 年間同局の第 1 級職以上の職にあった者。

1999 年商標法 85(3)条に規定されている法務審判官の任命資格は次のとおりである。

- (a) インド法務局の職員であって、少なくとも 3 年間同局の第 1 級職以上の職にあった者、または
- (b) 少なくとも 10 年間、民事法律事務所の職にあった者。

1999 年の商標法 85(4)条に規定されている技術審判官の任命資格は次のとおりである。

- (a) 少なくとも 10 年間、本法もしくは 1958 年取引および商品標識法（1958 年の法律第 43 号）、または両法により審査審判廷の職務を遂行し、かつ、少なくとも 5 年間、共同登録官の職以上の職にあった者、または
- (b) 少なくとも 10 年間、商標法における実証された専門経験のある弁護士であった者。

1970 年特許法 116(2)条に規定されている技術審判官の任命資格は次のとおりである。

(a)少なくとも 5 年間本法に基づく長官の職にありまたは少なくとも 5 年間本法に基づく長官の職権を行使したことがある者、または

(b)少なくとも 10 年間登録特許代理人として職務を果たしたことがあり、かつ、現に有効な法律に基づいて設立された大学の工学学士号または理学修士号を所有する者または同等の者。

2001 年植物品種保護および農民権利法 54(3)条に規定されている技術委員の任命資格は次のとおりである。

(a)植物の育種および遺伝学の分野で著名な農業科学者であり、植物の品種または種子の成長活動に取り組むために少なくとも 20 年間の経験を有する者、または

(b)インド政府の合同書記に相当し、かつ、植物品種または種子の開発を取り扱う中央政府または州政府に少なくとも 3 年間勤務し、植物育種および遺伝学の分野において特別な知識を有する者。

1957 年著作権法第 11 条および第 12 条に基づき、著作権問題を審理するため著作権委員会は少なくとも委員 3 名からなり、そのうち 1 名は委員長となる。さらに、事案が重要であるためにより大きな著作権委員会によって審理すべきであると委員長が考える場合、委員長はその事案を 5 人の委員からなる特別著作権委員会に付託できる。

1999 年商標法の第 85(5)条に基づき、IPAB の委員長（部長）、副委員長（副部長）および委員（審判官）はインド大統領によって任命されることが義務付けられている。さらに、1999 年商標法 85(6)条によれば、委員長の任命はインド最高裁判所長官との協議の後でなければ、することはできない。1999 年商標法 86 条に基づき、委員長、副委員長およびその他の委員の任期は、その人が就任した日から 5 年間、または、委員長、副委員長にあつては 65 歳、その他の委員にあつては 62 歳、のいずれか早い時点とされる。

1999年商標法 89(2)条によれば、委員長、副委員長およびその他の委員は、自己に対する告訴を通知され、かつ、最高裁判所の判事によりなされる調査において、それらの訴因について聴聞を受ける機会を与えられた後に立証された不正行為または無能力を根拠とするインド大統領命令のある場合にのみ罷免することができる。中央政府が不正行為または無能力についての調査手続を規定する。さらに、1999年商標法 88 条によれば、中央政府は委員長、副委員長および委員の給与、手当およびその他の利用規約を規定する。

なお、2017年6月1日に中央政府が2017年財政法 184 条に基づき、審判所、上訴審判所その他の機関（構成員の資格、経験およびその他の規約）の規則を制定した。当該規則は、IPAB を含む審判所の構成員の構成、任期、報酬およびその他の条件に一定の変更を加えることを目指していた。しかしながら、その後、インド最高裁判所に、前述の規則を含む2017年財政法の特定の条項に多数の特別裁量不服申立（writ petition）が行われた。これらの特別裁量不服申立は現在審理中である。しかし、インド最高裁判所は、2018年2月9日に、特別裁量不服申立は審理中であるため、審判所への任命はすべて、暫定調査兼選考委員会（Search-cum-Selection Committee）が現行の法および規則の規定に従って行うとの命令を発した。

（インド知的財産審判委員会（IPAB）の構成、機能、および現状（後編：現状）に続く）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）